

職長・安全衛生責任者教育(建設業)

労働安全衛生法第60条に基づいた職長教育を実施してまいりましたが、建設現場では、職長が安全衛生責任者を兼務することが多いため、「職長教育」と「安全衛生責任者教育」との、一体的な教育を実施することが合理的であることから「職長・安全衛生責任者教育」を実施しております。

新たに職務に就くことになった職長、現場監督者、安全衛生責任者の方々に受講いただき、安全衛生管理体制の一層の充実に努められますようご案内申し上げます。

【日 時】 令和5年8月29日（火）・30日（水） 8:50～17:00（受付8:30）
※ 遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので、集合時間は厳守して下さい。

【会 場】 (公財) 岩手労働基準協会・研修センター
盛岡市北飯岡 1-10-25 ◎駐車場あり
※場所等については、「岩手労働基準協会」のホームページをご参照ください。

【受 講 料】 [会 員] 14,850円（消費税10%込）（受講料13,200円 テキスト代1,650円）
[非会員] 16,500円（消費税10%込）（受講料14,850円 テキスト代1,650円）

【申込締切日】 8月9日（水）予定募集定員40名
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。

申込者が少ない場合や気象状況等により講習を中止する場合があります。

【キャンセルの取扱】 8月22日（火）以降のキャンセル及び欠席の場合は受講料はお返しできません。

【申込方法】 空き状況を確認のうえ、「受講申込書」により **受講料・テキスト代** を添えてお申し込み下さい。
(FAX可)

申込、キャンセル等のお問い合わせは、月曜日～金曜日(休・祭日除く)8:30～17:00 にお願いたします。(8/11～8/16 夏季休業)

〒020-0857 盛岡市北飯岡 1-10-25 TEL 019-681-1076・FAX 019-681-1018

※ 銀行送金の場合は 締切日までに 下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

岩手銀行本店(普) 0442786 (公財) 岩手労働基準協会盛岡支部

【カリキュラム】

1 日目	2 日目
8:50～9:00	8:50～9:00
9:00～11:35	9:00～10:30
11:35～14:20	10:35～12:05
14:30～17:00	12:50～14:50
(休憩 10:30～10:35、昼食 12:05～12:50、休憩 14:20～14:30)	15:00～16:00
	16:00～17:00
	(休憩 10:30～10:35、昼食 12:05～12:50、休憩 14:50～15:00)

- 【そ の 他】
- (1) 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。
 - (2) 全科目受講した方には『修了証』を交付いたします。また、所属事業場には『修了者証明書』を交付いたします。
 - (3) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 - (4) 筆記用具、昼食をご持参下さい。(会場周辺にはコンビニ・飲食店があります)
 - (5) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承ください。
 - (6) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

職長・安全衛生責任者教育申込書

令和 5 年 8 月 29 日 (火) ~ 30 日 (水)

ふりがな		生年 月日	昭和 平成	年 月 日
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称			
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) TEL () () () 〒 —			

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 — TEL () () ()				
	事業場名 代表者名				担当者名 内線 ()	
※該当箇所にお印 をお付け下さい。	業種	建設業	製造業	卸売・小売業	サービス業	その他 ()
	(公財)岩手労働基準協会会員の有無		会員	非会員	受講料振込予定日	
	受講票送付希望先		勤務先	自宅	月 日	

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署) _____

当日連絡できる電話番号 (— —)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2) 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3) 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。
(旧姓を使用した氏名の場合：戸籍謄本ほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。
通称の場合：住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)いずれも受講当日原本を提示してください。

※申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡及びお客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。